

2018年5月8日

三田市教育委員会

教育長 鹿嶽 昌功 様

連合 会
会 浅 居 繁
三田市教職員組合
執行委員長 足立

「学校における働き方改革」に関する要請

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、日頃は日本労働組合総連合会兵庫県連合会北阪神地域協議会（三田地区連絡会）ならびに三田市教職員組合の活動に対しまして、ご高配を賜っていることに深く感謝申し上げます。

2017年4月に公表された、文部科学省による教員勤務実態調査（2016年度）によると、教員の平均勤務時間は10年前の調査から30分以上増え、1日平均で11時間を超えています。過労死リスクが高まるとされる「過労死ライン」である月平均80時間以上の時間外労働に相当する教員が中学校で約6割、小学校で約3割と、教職員の健康や教育の質の確保が危機的な状況になっています。

中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、2017年8月に「学校における働き方改革に係る緊急提言」、12月には「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」をとりまとめ、「勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務」「学校および教職員が担う業務の明確化が必要」などと指摘しています。

教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、それが教育の質の確保につながります。つきましては、学校における働き方改革を進めるために、教職員の長時間労働を着実に是正するための具体的な方策を、三田市教育委員会と連携のうえ、実行していただくよう要請いたします。

記

1. 学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めるため、県教委が提起するICTを活用した「記録簿」等による勤務時間管理を徹底し、教職員の超過勤務実態の改善に務めること
2. 学校とともに、県教委作成の「勤務時間の適正化推進プラン」「GPH50」にもとづく業務改善を推進すること。また、教職員の業務の総量を削減するため、業務内容を見直し、超過勤務時間の上限規制を行うこと
3. 緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局などへの連絡方法を確保した上で、学校に留守番電話の設置やメールによる連絡対応をはじめとした体制を整えること
4. 時間外労働の上限規制〔罰則付き〕が適用される学校事務職員、栄養教諭については、労働基準法第36条1項の規定にもとづき、時間外労働および休日労働に関し、協定を締結することを、服務監督権者に指導すること

以上